

# 2018年度（平成30年度） 生徒指導規程

福山市立蔵王小学校

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

この規程は学校教育目標の達成に向けて、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという目的により必要な事項を定める。

### 第2条【生徒指導の基本方針】

生徒指導は、児童に望ましい生き方を身に付けさせるために重要な役割を担うと共に、進路を保障する上において、欠くことのできないものである。本校では、児童の実態を踏まえて、児童の人格を尊重し、個性の伸長を図ると共に、個々の特性を生かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるような資質・能力の向上を図るために生徒指導をすすめる。

実践においては、児童自ら判断し、行動し、その結果に責任を持つという自己指導力を育みながら、望ましい基本的生活習慣を身に付けていく成長を支援していく視点を大切にするものである。

#### 〈生徒指導のポイント〉

自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて実行する能力）を育成するために、本校では、次の三つの機能をあらゆる教育活動・指導の場で生かして実践を進める。

#### (1) 自己決定の場を与える

児童が、決められたルールを守り、自分自身で責任がとれる範囲内で自らが行動を選択し、その行動に責任をとる機会を与える。

#### (2) 自己存在感を与える

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、一人一人の存在を大切にする指導を行う。そのために、児童一人一人のよさや成長を認め合う集団づくりを大切にする

#### (3) 共感的人間関係を育成する

教職員と児童及び児童同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成する。

## 第2章 学校生活に関すること

### 第2条【登下校】

(1) 登下校は原則徒歩とし、交通ルールを守り、安全のために決められた通学路を通り登校班で登校する。

(2) 〈登校〉午前8時をめやすに登校する。始業時刻は8時25分とする。

登校後は、無断で学校の外に出ない。忘れ物は、取りに帰らない。

(3) 〈下校〉一斉下校あるいは学年下校をする。

### 第3条【欠席・遅刻・早退】

(1) 遅刻・欠席の連絡は、連絡帳あるいは電話を用いて必ず保護者が8時20分までに行う。

(2) 早退は体調不良等、妥当な理由がある場合認める。その際、学校は必ず家庭連絡を行う。

#### 第4条【身だしなみ】

(1) 〈服装〉制服は、「蔵王小学校生活のきまり」に則る。

	男	女
夏	・ 白の半袖ポロシャツ ・ 規定ズボン	・ 白の半袖ポロシャツもしくは、セーラーシャツ ・ 規定スカート
冬	・ 規定上着 ・ 白の半袖ポロシャツ ・ 規定ズボン	・ 規定上着 ・ 白の半袖ポロシャツ ・ 規定スカート
共通	名札…左胸につける 帽子…校章入りのもの 靴…白の運動靴 長靴に規定はないものとする 上履き…白シューズ（つま先は色が着いていても良い）	

- ・ 手袋，マフラー（12月～3月が基準ですが，気象状況により各自判断し，登校時のみ着用する。
- ・ 上着の下に着るセーター等は，上着から襟や裾が出ないもの。  
（ハイネックやフード付きの服は不可とする。）
- ・ 体調が悪く長ズボンをはく時は，保護者が連絡帳に書く。

(2) 〈頭髪〉頭髪は，学習の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は，安全で華美にならないゴムで結ぶ。

(3) 〈染色〉染色，脱色など小学生にふさわしくない頭髪をしない。

#### 第5条【持ち物】

- (1) 学習に必要な物（携帯電話・ゲーム機器・携帯音楽機器・マンガ・雑誌・アクセサリ・マスコット・お菓子・おもちゃ等）は全て不要物とみなし，校内への持ち込みを禁止する。
- (2) 不要物を現認した場合は，学校で預かり，本人を指導するとともに，保護者に連絡し，原則保護者に返却する。または保護者と協議の上，一定期間の預かりとする。

#### 第6条【器物破損】

- (1) 学校の用具・備品を故意に壊した場合は，実費の弁済を求められることがある。

#### 第7条【授業規律】

- (1) 授業中に，体調不良等で緊急を要する以外，勝手に席を離れたり，教室の出入りをしたりすることは，学習の妨げになるので，しない。
- (2) 授業中，私語や指導無視等で他の児童の授業を妨げる行為はしない。

#### 第8条【保健室の利用】

- (1) 原則として，担任・授業者・養護教諭の許可を得て利用する。
- (2) 緊急でない限り，休憩時間に利用する。
- (3) 保健室においては，養護教諭の指示・指導に従う。従わない場合は，保健室の利用はできない。

### 第3章 校外生活に関すること

#### 第9条【外出・金銭】

- (1) 学区外に用事があるときは，保護者の責任のもとで許可を得ていく。
- (2) 帰宅時刻のきまり 夏時間（4月～9月） 午後6時  
冬時間（10月～3月） 午後5時 を守る。

- (3) ゲーム場へは、大人の人と一緒に行ってはいけない。
- (4) 学校以外のプールへは、児童だけで行かない。
- (5) 3～6年生は、学区内で自転車に乗ってもよい。ヘルメットを着用すること。

#### 第4章 特別な指導に関すること

##### 第10条【目的】

特別な指導は教室を離れて別室で行う指導で、通常の教育活動では十分な効果が得られず、他の児童の教育活動の妨げになると学校が判断した場合に、自らの行動を振り返らせ、適正な行動をさせることを目的とする。また、法律の定めにより、児童虐待や育児放棄が疑われる場合は、学校から関係機関と連携する。

##### 第11条【特別な指導の対象】

- (1) 法令・法規に違反する触法行為
  - ① 暴力行為（対教師・対児童）
  - ② 喫煙・飲酒
  - ③ 窃盗・万引き
  - ④ 建造物・器物破損行為
  - ⑤ 火器の使用
  - ⑥ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校が定める事象
  - ① いじめの加害者
  - ② 著しい授業妨害
  - ③ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
  - ④ その他、本校の規則等に違反する行為

##### 第12条【特別な指導の内容と方法】

- (1) 特別な指導は、複数の教職員であたり、事実確認・説諭・謝罪指導など発達段階に応じた指導を行う。
- (2) 特別な指導を行った場合は、保護者と連携し、事実や指導内容等を伝える。必要に応じて保護者に来校していただく場合もある。
- (3) 特別な指導は、必要に応じて、関係機関との連携も行う。

##### 附則

- 1 この規程は2012年（平成24年）1月31日より実施する。
- 2 この規程は2017年（平成29年）4月1日一部改正する。